

古民家移築設計 主なポイント

- 1 古民家の部材をできる限り再利用するため、瀬戸から長久手に移築した明治期の状態（四間）に復元し、昭和期に増築した炊事場及び浴室は復元しない。
- 2 建築基準法上の用途は、第一種低層住居専用地域でも建築可能な「図書館等（体験施設）」とする。長久手の昔ながらの生活を始め、宿泊体験や季節ごとの日本の伝統行事などの様々な体験が出来る施設とし、体験参加は有料とする。
- 3 外壁関連
 - (1) 現状、荒壁もしくはモルタル仕上げとなっているが、今後の維持管理を考慮し、復元する際は、漆喰及び下見板張りの仕上げ（正面玄関面は最小限）とする。
 - (2) 現状の土壁の材料もできる限り再利用する。
 - (3) 古戦場公園に移築する際、市民に竹木舞作りや土壁塗りを行っていただく予定。
- 4 設備関連
 - (1) いろりを設置する。なお、いろりを使用しない時は、部屋全体が板間となるように開閉式とする。
 - (2) かまどを設置する。
 - (3) いろりとかまどを設置する区画については、内装を「準不燃材料」とする必要がある。
 - (4) 手洗い場を設置する。ただし、古民家の雰囲気合うものを選択することとし、近代的なキッチン類とはしない。
 - (5) 小型の電気温水器を設置し、手洗い場で温水が出るようにする。
※ガスの引込みは無しとする。
 - (6) エアコンは無しとする。
 - (7) 事務室及びトイレは無しとする。
※隣接する歴史民俗資料館に設置予定。
 - (8) 照明を設置する。また、様々な体験活動を古民家内で行うことができるようにするため、電源を数箇所設置する。

5 古民家内部

- (1) 昔、馬屋であった部屋については、床を撤去して土間とし、普段は、農機具の展示スペースとする。展示する農機具は、古民家の外で体験活動を行う際に活用できるようにすることとし、現在腰窓になっている部分を出入口扉に変更する。
- (2) 天井は、現状どおりとするが、一部に開口部を設け、屋根裏を見られるようにする。昔は、茅葺き屋根であったことを見せる工夫をする。
- (3) 既存の建具も再利用するが、ふすまの貼り替えなどの必要最低限の補修は行う。
- (4) 床の間の間仕切りは、撤去する。

6 その他

- (1) セキュリティは、「落とし猿やフランス落とし」を大扉や建具に設置して、対応する。出入りは、裏口からとし、南京錠を設置する。
- (2) 出入口のバリアフリーは、スロープなどで対応する。大扉のレールを地面より下に埋めることは出来ない。
- (3) 古民家の基礎は、コンクリート基礎となるが、昔は礎石であったということが分かるように工夫する。
- (4) 屋根は、ガルバリウム鋼板とする。

7 今後の予定

- (1) 令和5年度に古民家を解体し、部材を古戦場公園の西側ゾーンに移動する。
※古戦場公園での作業は、11月以降とし、長湫地区の警固祭りや大河ドラマ放送期間に配慮する。
- (2) 令和5年度の古民家解体工事の際に、監理業務を発注する。監理業務の中で、再利用不可の部材を新材に変更するなどの軽微な変更設計を行う。変更設計後に建築確認申請書を提出する。
- (3) 令和6年度に古民家、令和7年度に歴史民俗資料館の建築工事を行い、東側ゾーンのガイダンス施設と同じタイミングで供用開始する。